

静岡県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として指定した次の施設の指定を取り消した。

令和3年10月8日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定の取消し

施設名	所在地	種別
介護老人保健施設 和恵会ケアセンター	浜松市西区入野町6413	介護老人保健施設
老健 つきがせ	伊豆市月ヶ瀬380-2	介護老人保健施設
医療法人沖繩徳州会 介護老人保健施設 あじさい	牧之原市細江3208番地1	介護老人保健施設

2 指定の取消しの年月日 令和3年10月8日